

海外検索区分について

区分（大）	区分（小）	概要
PEP 各国要人情報	Tier1	国家元首（王室を含む）および政府の首長、内閣の閣僚、国家における州レベルの立法議会や政府のメンバー。司法当局の長および上級裁判官、中央銀行、軍部、法執行機関、監査院の長および高官；政党の上席役員、等。
	Tier2	地域、地方、郡の他同等レベルにおける司法および執行機関のメンバー。地方、地域、その他同等レベルの裁判所の裁判官、判事、治安判事、検察官、弁護士；上席外交官。SOE取締役会の上席役員。国際機関の上級幹部；首都や世界的大都市の知事。主要な宗教団体の長および上席メンバー等。
	Tier3	国際NGOの長および上席メンバー。労働組合の長、役員、上級幹部；軍部や、司法、法執行機関、中央銀行、および他行政機関における上級役職員またはアドバイザー。地域、県レベルにおける上級公務員、中級外交官；地方レベルの市長や立法部門および行政部門のメンバー等
	Association	PEPの親族、およびPEPに身近な個人的またはビジネス上の関係者であり親族、事業パートナー以外の性的または非性的関係のパートナーとして知られる者、特にPEPと法人の所有権もしくは受益所有権を共有する者、またはその他のつながりのある者。個人的な関係の場合は、その関係の程度全般を判断するにあたり社会的、経済的、文化的な背景も判断材料となる場合がある。
	SOE 国有企業	国内法によって企業と認知され、国が所有権を行使する法人。 本データベースにおいては、関連するアンチ・マネー・ロンダリング（AML）規制への遵守の観点から、SOEの定義付けは、SOEやPEPに所属する行政、経営管理および監督機関の分類に直接関係するものとする。
Regulatory Enforcement 法規制執行	Financial Regulator	金融規制により処分された対象
	Law Enforcement	金融以外の法的な規制によって処分された対象
Sanction 各国制裁情報	該当国及び該当リスト名 例) Government of the Russian Federation ※複数ある場合は、カンマで区切られます ※対象が多い場合は省略される場合があります	各国の制裁対象
	Organised Crime	麻薬取引と流通、違法な武器売買、密輸や人身売買、組織犯罪グループやシンジケート
	Cyber Crimes	個人情報の盗難、詐欺、ハッキング、クレジットカード詐欺
	Terrorism	大量破壊兵器の拡散、テロ資金供与と支援、テロリスト関連犯罪
	Modern Slavery	人身売買と搾取、労働力の売買と搾取、政敵人身売買と搾取
Adverse Media ネガティブ ニュース	Bravery and Corruption	収賄、贈賄、外国公人への贈賄、企業における贈収賄防止の失敗、腐敗行為
	Financial Crimes and Fraud	金融および非金融詐欺、マネーロンダリング、脱税行為、横領、通貨偽造、高額な盗難と強盗、インサイダー取引、他金融規制・規則違反
	Others	上記のサブカテゴリの中で、公的機関や外国当局から正式な証拠の提示がないもの